

広島県告示第千二百九十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定によつて、事業の認定をした。

令和二年十二月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 起業者の名称

廿日市市

二 事業の種類

吉和支所複合施設整備事業

三 起業地

1 収用の部分

広島県廿日市市吉和字東小福及び字西小福地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第二十条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

吉和支所複合施設整備事業（以下「本件事業」という。）は、廿日市市吉和支所（以下「現支所」という。）及び廿日市市吉和市民センター（以下「現市民センター」という。）を現在の敷地から移転し、庁舎機能及び公民館機能を併せ持つ施設を整備しようとするものであり、法第三条第二十二号に掲げる社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）による公民館及び法第三条第三十一号に掲げる地方公共団体が設置する庁舎に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は法第二十条第一号の要件を充足するものと判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である廿日市市は地方公共団体であり、本件事業に係る財源措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は法第二十条第二号の要件を充足するものと判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(一) 得られる公共の利益

本件事業は、現支所及び現市民センターを現在の敷地から廿日市市吉和福祉センター東南側隣接地に移転整備する事業である。

現支所は、平成三十年八月に土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）に基づく土砂災害警戒区域に指定され、災害時において防災拠点機能や行政機能の維持に支障をきたす恐れがある。また、来

庁者用便所や車いす用便所が無く、来庁者の利便性が十分確保されていないとともに、昭和五十年の建築から四十五年が経過し、天井の破損や外壁の剥離等老朽化が進んでいる状況である。

現市民センターは、昭和四十七年建築の鉄筋コンクリート造の建物で、廿日市市が実施した耐震診断の結果、「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。」と判定されている。また、昇降機や車いす用便所が無く、高齢者や車いす利用者にとって安全に利用できる状況ではないとともに、外壁の剥離、鉄筋の露出、設備の故障など老朽化が進んでいる状況である。

本件事業の完成により、土砂災害を受ける危険性が低く、耐震性を備えた支所及び市民センターが整備されて、来庁者や職員の安全性が確保されるとともに、バリアフリー化されることにより、すべての人が円滑かつ快適に施設を利用できるように。また、防災拠点及び避難所としての機能強化が図られ、地域の防災力の向上に寄与するものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存するものと認められる。

(二) 失われる利益

本件事業の起業地には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）に基づく動植物について、現地調査及び「広島県の絶滅のおそれのある野生生物（第三版）」（平成二十四年発行）を基に検討を行った結果、それらの存在は確認されていない。

また、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）による周知の埋蔵文化財包蔵地について、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 事業計画の合理性

本件事業の起業地の選定については、吉和福祉センター東南側隣接地案（以下「申請案」という。）のほか、吉和福祉センター西南側隣接地案及び吉和福祉センター南側隣接地案の三案で検討が行われている。申請案と他の二案を比較すると、災害時における緊急車両の出入りや住民避難が容易であり、事業費が最も廉価となることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して申請案が最も合理的と認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第二十条第三号の要件を充足するものと判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

(一) 3 (一)で述べたように、現支所は土砂災害警戒区域に指定され、現市民センターは

耐震性を満たしていない。本件事業の施行により、土砂災害を受ける危険性が低く、耐震性を備えた支所及び市民センターが整備され、来庁者や職員の安全性が確保されるとともに、バリアフリー化されることにより、すべての人が円滑かつ快適に施設を利用できるようになる。また、防災拠点及び避難所としての機能強化が図られ、地域の防災力の向上に寄与することから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

(二) 本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業を実施するために必要とされる最小限の範囲であると認められる。

(三) また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第二十条第四号の要件を充足するものと判断される。

5

結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件をすべて充足すると判断される。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

廿日市市役所自治振興部地域政策課